

基礎研 レポート

無償労働を考慮した男女の収入比較(2)

推計手法によらず子育て期は女性が男性を上回る

生活研究部 上席研究員 久我 尚子
(03)3512-1878 kuga@nli-research.co.jp

1—はじめに～家事等を逸失利益で推計すると子育て期の女性の収入は男性を上回るが他手法では？

前稿では、一般労働者の男女の無償労働（家事や育児など）の収入換算額と有償労働である給与収入の合算収入を比較した。その結果、20歳代～40歳代前半では女性の収入が男性を上回り、最も差のひらく30歳代では女性が男性を約80万円上回っていた。

なお、無償労働については、内閣府「2022年度「無償労働等の貨幣評価」に関する検討作業報告書」における機会費用法（市場に労働を提供することを見合わせたことで失う逸失利益で評価する方法）による推計値を用いた。ただし、前稿でも触れた通り、同報告書では3種類の手法で推計を実施しており（図表1）、「家計と専門職種では、規模の経済性や資本装備率の違いがあるため、生産性に差が生じうる」ため、前稿で用いた機会費用法と代替費用法による推計値には違いがある。

前稿で機会費用法の値を用いた理由は、現在の日本では日常的な家事代行サービスの利用が必ずしも浸透しているわけではないためだが、代替費用法では機会費用法と比べて収入換算額が下がるため（詳細は後述）、同様の結論を導けない可能性もある。

よって、本稿では、代替費用法による推計値を加えて一般労働者の男女比較を実施する。

図表1 無償労働の収入換算の方法

機会費用法	家計が無償労働を行うことによる逸失利益（市場に労働を提供することを見合わせたことによって失う賃金）で評価する方法。賃金換算には厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の一般労働者（産業計）の性別・年齢階層別所定内平均賃金率を使用。
代替費用法スペシャリストアプローチ	家計が行う無償労働を市場で類似サービスの生産に従事している専門職種の賃金で評価する方法。賃金換算には厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の一般労働者（産業計）の職種別所定内平均賃金率を使用。
代替費用法ジェネラリストアプローチ	家計が行う無償労働を家事使用人の賃金で評価する方法である。ただし、家事使用人は、家計の無償労働のすべてを行うわけではない。賃金換算には既存の調査結果などを基に、家事使用人の賃金率を推計して使用。

（注）いずれも賃金換算には厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の産業計の性別・年齢階層別所定内平均賃金率を使用
（資料）内閣府「2022年度「無償労働等の貨幣評価」に関する検討作業報告書」より作成

2——年収および家事活動の収入換算額の推計方法

有償労働である給与収入（年収）は、前稿と同様、一般労働者の所定内給与額等を用いて下記の式にて推計した値を用いる。

$$\text{一人当たりの年収} = \text{一人当たりの月当たり所定内給与額} \times 12 \text{ カ月分} + \text{年間賞与その他特別給与額}$$

なお、一般労働者とは常用労働者（期間を定めずに雇われている者、あるいは1ヵ月以上の期間を定めて雇われている者）のうちパートタイム労働者を除いた労働者であるため、非正規雇用者を含む労働者全体の年収水準と比べてやや高い水準になる。よって、前稿と同様、本稿における男女比較も、おおむねフルタイムで働いている男女の違いに注目したものということになる。

また、無償労働である家事や育児等の収入換算額には、内閣府「2022年度「無償労働等の貨幣評価」に関する検討作業報告書」において、下記の式にて推計された値を用いる。

$$\text{一人当たりの無償労働の貨幣評価額（年間）} = \text{一人当たり無償労働時間（年間）} \times \text{時間当たり賃金}$$

なお、同報告書では、無償労働として、家事活動（家事：炊事や掃除、洗濯、縫物・編物、家庭雑事、介護・看護、育児、買物）に加えてボランティア活動も対象としているが、本稿では家事活動のみを対象とする。

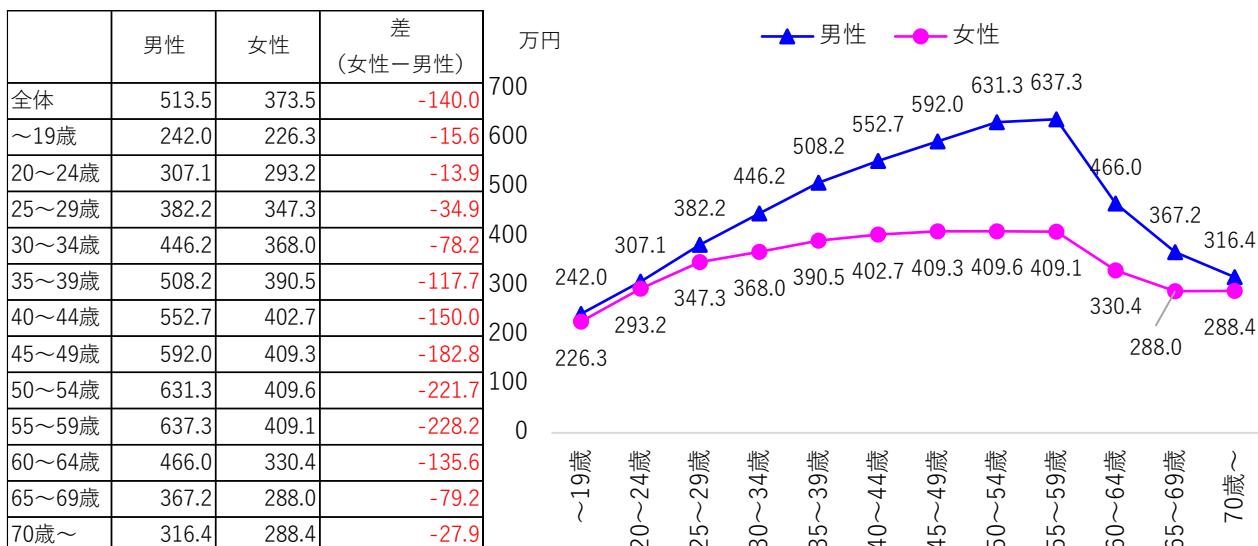
また、時間当たり賃金（賃金率）は、図表1に示した通り、3種類の手法で推計されており、機会費用法では厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の一般労働者（産業計）の性別・年齢階層別所定内平均賃金率を、代替費用法スペシャリストアプローチでは同調査の一般労働者（産業計）の職種別所定内平均賃金率を、代替費用法ジェネラリストアプローチでは既存の調査結果などを基にした家事使用人の賃金率を用いて推計されている。

3——年収推計額と家事活動の収入換算額～家事活動は推計手法によらず、女性が男性を+100万円超

1 | 年収推計額～全年代で男性>女性、管理職の増える50歳代後半で男女差約230万円

年収推計額は前稿に示した通りである。簡単に要点を述べると、全体で男性では513.5万円、女性では373.5万円（男性より▲140.0万円）である（図表2）。男女とも50歳代をピークに増え、全ての年代で男性が女性を上回る。年齢とともに男性は管理職が増える一方、女性は非正規雇用者が増えることで、男女差は55～59歳で最大となる（女性が男性より▲228.2万円）。

図表2 性年代別に見た給与収入（年収）の推計値（年間、万円）



(注) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の計算結果と差の値は必ずしも一致しない。
 (資料) 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」より作成

2 | 家事活動の収入換算額～専門職種より産業平均賃金による推計が上回る、手法によらず女性>男性

家事活動の収入換算額については、機会費用法については前稿に示した通りである（全体で男性は年間 60.4 万円、女性は年間 194.3 万円で女性が男性より+133.9 万円）。さらに代替費用法による推計値に注目すると、スペシャリストアプローチでは全体で男性では 42.8 万円（機会費用法より▲17.6 万円）、女性では 167.7 万円（同▲26.6 万円）、ジェネラリストアプローチでは全体で男性では 37.0 万円（同▲23.4 万円）、女性では 146.7 万円（同▲47.6 万円）であり、男女とも、機会費用法>代替費用法スペシャリストアプローチ>同ジェネラリストアプローチの順に多い。これは、前述の通り、それぞれの賃金率を推計する際に基にしている職種の違いによるものであり（機会費用法は一般労働者（産業計）の性別・年齢階層別所定内平均賃金、代替費用法スペシャリストアプローチは職種別所定内平均賃金、ジェネラリストアプローチは家事使用人の平均賃金）、冒頭で触れた通り、専門職種では規模の経済性などからサービス当たりの単価を下げる効果が働くことで、機会費用法と比べて推計値が低くなるためと考えられる。

また、いずれの手法でも全体では女性が男性を 100 万円以上上回る（機会費用法で女性が+133.9 万円、代替費用法ジェネラリストアプローチで同+124.9 万円、スペシャリストアプローチで同+109.7 万円）。

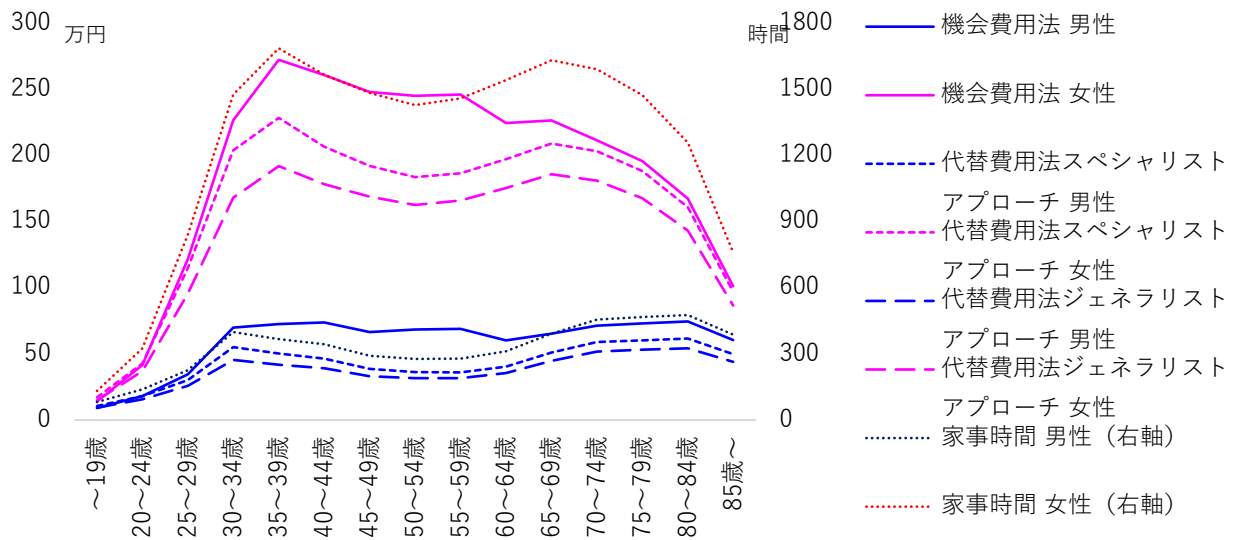
年代別に見ても同様に、おおむね機会費用法>代替費用法スペシャリストアプローチ>ジェネラリストアプローチの順であり、いずれの手法でも全ての年代で女性が男性を上回る。

一方で年代による推移を見ると、機会費用法では男女とも 20 歳代から 30 歳代にかけて増えた後、男性では横ばいに推移、女性では 30 歳代後半をピークに減少していくが、代替費用法では、男女とも 30 歳代と 70 歳代前後で 2 つのピークを示し、50 歳代を中心にやや減少している。よって、機会費用法と代替費用法を比べると、男女とも 50 歳代付近で差がひらき、スペシャリストアプローチでは男性は約 30 万円、女性は約 60 万円、ジェネラリストアプローチでは男性は 40 万円弱、女性は約 80 万円

図表3 性年代別に見た年間の家事活動の収入換算額（万円）および家事時間（時間）の平均

	機会費用法			代替費用法						家事活動時間	
	男性	女性	差 (女性-男性)	スペシャリストアプローチ			ジェネラリストアプローチ				
				男性	女性	差 (女性-男性)	男性	女性	差 (女性-男性)	男性	女性
全体	60.4	194.3	133.9	42.8	167.7	124.9	37.0	146.7	109.7	325	1289
～19歳	9.1	14.1	5.0	10.6	17.2	6.6	9.4	15.0	5.6	82	132
20～24歳	18.1	41.5	23.4	18.0	42.8	24.8	15.8	37.0	21.2	139	325
25～29歳	34.5	121.7	87.2	30.3	114.9	84.6	25.8	95.6	69.8	226	840
30～34歳	69.9	226.5	156.6	55.1	203.8	148.7	45.4	168.0	122.6	399	1476
35～39歳	72.4	272.1	199.7	50.3	228.3	178.0	41.8	191.8	150.0	367	1685
40～44歳	73.7	260.7	187.0	46.5	206.5	160.0	39.2	178.1	138.9	344	1565
45～49歳	66.5	247.9	181.4	38.6	191.9	153.3	33.2	168.8	135.6	292	1483
50～54歳	68.4	244.8	176.4	36.2	183.6	147.4	31.6	162.4	130.8	277	1427
55～59歳	68.9	245.9	177.0	36.1	186.3	150.2	31.6	165.9	134.3	278	1458
60～64歳	60.1	224.3	164.2	40.4	197.0	156.6	35.5	175.4	139.9	312	1541
65～69歳	65.3	226.4	161.1	51.0	209.0	158.0	44.7	185.6	140.9	392	1630
70～74歳	71.2	211.4	140.2	59.0	203.0	144.0	51.8	180.9	129.1	455	1590
75～79歳	73.1	195.7	122.6	60.1	188.0	127.9	53.2	167.5	114.3	467	1472
80～84歳	74.5	167.3	92.8	61.6	160.7	99.1	54.2	143.2	89.0	476	1258
85歳～	60.5	101.1	40.6	49.7	97.0	47.3	44.0	86.6	42.6	387	760

(注) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の計算結果と差の値は必ずしも一致しない。



(資料) 内閣府「2022年度「無償労働等の貨幣評価」に関する検討作業報告書」より作成

の差が生じている。

機会費用法と代替費用法で推移が異なる理由には、前者は後者と比べて収入換算額を推計するために基にしている賃金の水準が高く、年齢による差も大きいことがあげられる¹。

つまり、代替費用法で使用している専門職種の賃金は産業平均の賃金より水準が低く、年齢による差も小さいため、家事活動時間の多寡が収入換算額に大きな影響を与えている。

¹ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、所定内給与額は、男性では産業計でも家事サービスの含まれる生活関連サービス・娯楽業でも50歳代後半にかけて年齢とともに増え、60歳未満で最も平均額の低い19歳未満と比べてピークの55～59歳で前者は+228.8万円、後者は+101.6万円の差、女性では前者（ピークは50～54歳）は+182.7万円、後者（同45～49歳）+72.1万円の差を示す。

4—年収推計額と家事活動の収入換算額の合算値～推計手法によらず子育て期は女性が男性を上回る

有償労働（給与収入）と無償労働（家事活動）の収入換算額を合算すると、機会費用法による合算額は前稿に示した通りである（全体で男性は年間 573.9 万円、女性は年間 567.8 万円で女性が男性より ▲6.1 万円）（図表 4）。代替費用法による合算額については、スペシャリストアプローチでは全体で男性は 556.3 万円、女性は 541.2 万円（男性より ▲15.1 万円）、ジェネラリストアプローチでは男性は 550.5 万円、女性は 520.2 万円（同 ▲30.3 万円）であり、いずれも男性が女性を上回る。また、男女とも、機会費用法>代替費用法スペシャリストアプローチ>同ジェネラリストアプローチの順に多い。なお、機会費用法と代替費用法の合算額の差は、有償労働は全て同じ数値を用いているため、前述の家事活動による無償労働の収入換算額における差と同じ値となる。

労働力率が比較的高い 20 歳代から 60 歳代²に注目すると、男性では、いずれの手法でも、有償労働の推移と同様、50 歳代後半に向けて増加し、その後減少する。これは、男性では合算値に占める有償労働の割合が約 9 割を占めて高いために（全体では機会費用法で 89.5%、代替費用法スペシャリストアプローチで 92.3%、ジェネラリストアプローチで 93.3%）、有償労働による収入の多寡の影響が大きいことによる。一方、女性では、いずれの手法でも 20 歳代から 30 歳代にかけて増えた後、50 歳代までおおむね横ばいで推移する。これは、女性でも合算値に占める有償労働の割合は約 7 割を占めて大きいものの（同 65.8%、同 69.0%、同 71.8%）、男性と比べれば低く、有償労働についても年齢による伸びが男性と比べて大きくないことによる。

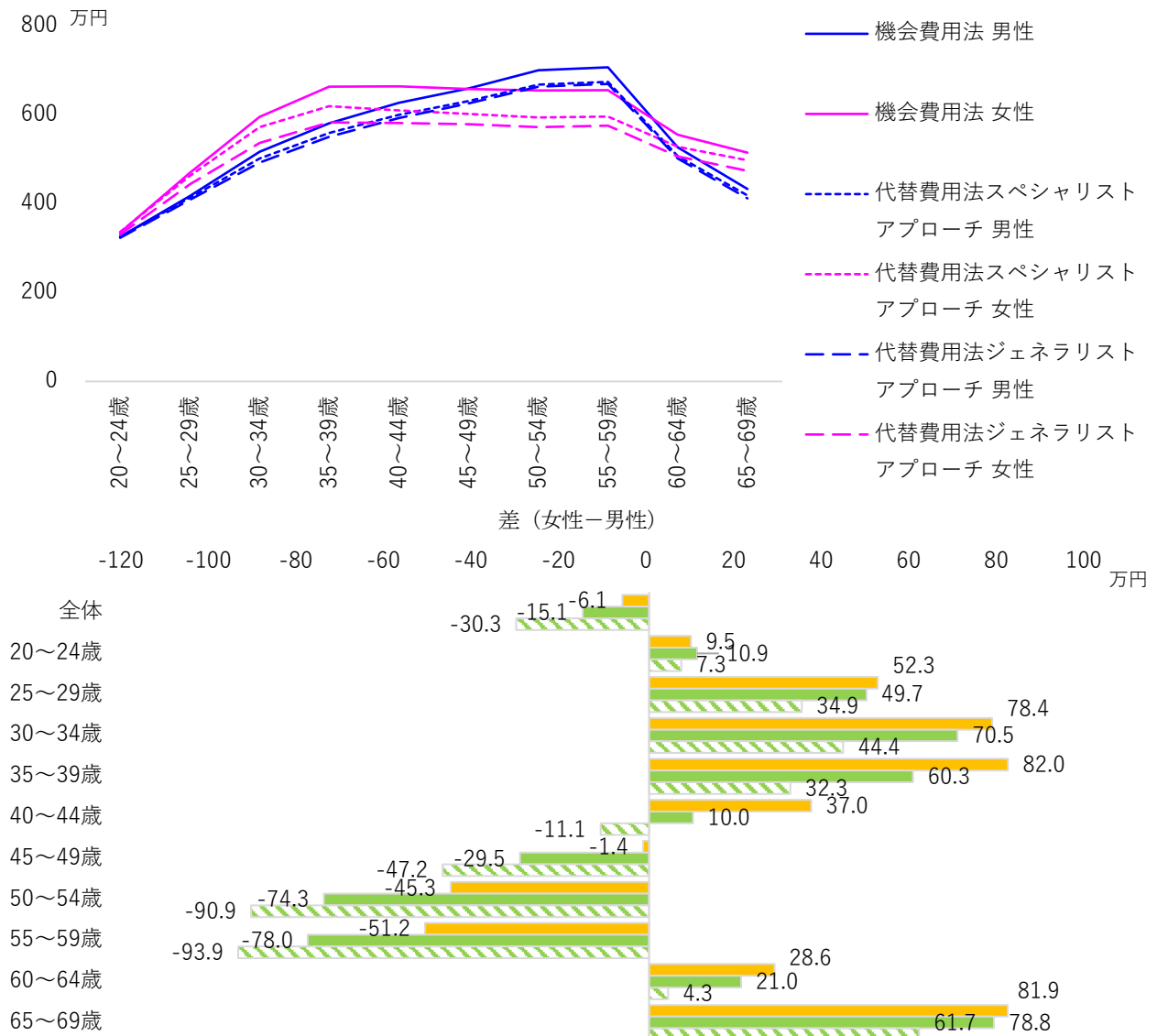
男女差を見ると、20 歳代から 40 歳代前半（ジェネラリストアプローチでは 30 歳代後半）までは女性が（差のひらく 30 歳代では機会費用法で女性が +約 80 万円、代替費用法スペシャリストアプローチで同 +約 70 万円、ジェネラリストアプローチで同 +約 40 万円）、40 歳代後半（ジェネラリストアプローチでは 40 歳代前半）から 50 歳代までは男性が（50 歳代で機会費用法で男性が +約 50 万円、代替費用法スペシャリストアプローチで同 +約 80 万円、ジェネラリストアプローチで同 +約 90 万円）、60 歳代では再び女性の方が多くなっている（60 歳代後半で機会費用法で女性が +約 80 万円、代替費用法スペシャリストアプローチで同 +約 80 万円、ジェネラリストアプローチで同 +約 60 万円）。

つまり、おおむねフルタイムで働いている男女について、有償労働と無償労働の収入換算額をあわせると、子育て中の女性も多い年代では、推計手法によらず（逸失利益による評価ではなく専門職種による賃金でディスカウントされたとしても）女性の方が収入が多い、つまり、女性の方が働いているということになる。一方、50 歳代では男性の方が働いていることになるが、先にも触れた通り、正規雇用者の多い男性では管理職比率が高まり、給与収入が伸びやすい年代である一方、非正規雇用者の多い女性では給与収入が伸びにくい上、子育てに手のかかる時期を過ぎて家事活動の収入換算額が減ることによる。また、60 歳代になると、男性では働き方が変わり（退職後の再雇用など）給与収入が減ることで、再び女性の働きが男性を上回ることになる。

² 総務省「令和 4 年労働力調査」によると、労働力率は 15～19 歳 19.7%、20～24 歳代 74.6%、25～34 歳 89.8%、35～44 歳 88.4%、45～54 歳 88.4%、55～64 歳 80.1%、65～69 歳 52.0%、70～74 歳 33.9%、75 歳以上 11.0%。

図表4 性年代別に見た給与収入（年収）と家事活動の収入換算（年間）の合算値（万円）

	機会費用法			代替費用法					
	男性	女性	差 (女性-男性)	スペシャリストアプローチ			ジェネラリストアプローチ		
				男性	女性	差 (女性-男性)	男性	女性	差 (女性-男性)
全体	573.9	567.8	-6.1	556.3	541.2	-15.1	550.5	520.2	-30.3
20～24歳	325.2	334.7	9.5	325.1	336.0	10.9	322.9	330.2	7.3
25～29歳	416.7	469.0	52.3	412.5	462.2	49.7	408.0	442.9	34.9
30～34歳	516.1	594.5	78.4	501.3	571.8	70.5	491.6	536.0	44.4
35～39歳	580.6	662.6	82.0	558.5	618.8	60.3	550.0	582.3	32.3
40～44歳	626.4	663.4	37.0	599.2	609.2	10.0	591.9	580.8	-11.1
45～49歳	658.5	657.2	-1.4	630.6	601.2	-29.5	625.2	578.1	-47.2
50～54歳	699.7	654.4	-45.3	667.5	593.2	-74.3	662.9	572.0	-90.9
55～59歳	706.2	655.0	-51.2	673.4	595.4	-78.0	668.9	575.0	-93.9
60～64歳	526.1	554.7	28.6	506.4	527.4	21.0	501.5	505.8	4.3
65～69歳	432.5	514.4	81.9	418.2	497.0	78.8	411.9	473.6	61.7



(注) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の計算結果と差の値は必ずしも一致しない。

(資料) 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」、および内閣府「2022年度「無償労働等の貨幣評価」に関する検討作業報告書」より作成

5—おわりに～本来は合算額の公平感より、それぞれが希望通りの働き方・家族形成ができることが重要、社会全体で改革を

本稿では、無償労働（家事や育児など）の収入換算額について、3つの手法（機会費用法、代替費用法スペシャリストアプローチ、代替費用法ジェネラリストアプローチ）で推計された値を用いて、それぞれ一般労働者の有償労働（給与収入）と合算し、手法による違いや年代による男女の違いなどを分析した。前稿では、現在の日本では日常的な家事代行サービスの利用が必ずしも浸透しているわけではないことを踏まえて、無償労働を逸失利益で評価する機会費用法による推計値を用いた。一方で、専門職種の賃金で評価した推計値と比べて収入換算額が高くなる傾向があり、同様の結論を導けない可能性もあったため、本稿では、あらためて3手法による無償労働の推計値を用いて男女比較を実施した。

その結果、推計手法によらず同様の傾向を確認することができた。有償労働と無償労働を合算すると、いずれの手法でも全体では男性が女性を上回るが（+6.1～+30.3万円）、子育て期の年代では女性が男性を上回っていた（30歳代前半で+44.4万円～+78.4万円）。

また、男女とも、機会費用法（逸失利益による推計）>代替費用法スペシャリストアプローチ（専門職種の賃金で評価）>ジェネラリストアプローチ（家事使用品の賃金で評価）の順に多くなっていた。いずれも有償労働による推計値は共通の値であるため、無償労働部分の差によるものだが、機会費用法と比べて代替費用法の値が低くなる理由は、前述の通り、専門職種では規模の経済性などからサービス当たりの単価を下げる効果が働くためと考えられる。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という価値観が根強く残る日本では「稼ぎが少ない方が家事や育児をすべき」との声もよく耳にするが、給与収入に家事や育児の対価をあわせると、推計手法によらず、女性の収入が男性を上回る可能性が高い。つまり、家事や育児をしながら仕事することは、経済的には一般的な労働と等価かそれ以上であって、実収入の多寡だけで判断ができるものではないということであり、夫の家事・育児参画はある意味自然なことと言える。

一方で、男性側が家事・育児を希望しても、希望通りに実行しにくい状況もあるだろう。日本生産性本部「新入社員 秋の意識調査（2017年）」によると、新入社員男性の79.5%は育休を希望している。にもかかわらず、民間企業の男性の育休取得率は2022年で17.18%にとどまり（厚生労働省「雇用均等基本調査」）、希望と現実には乖離がある。昨年10月に「産後パパ育休（出生時育児休業制度）」が創設され、組織には対象者への周知や意向確認が課されるようになった。男性の育休取得率は、まだまだ低位ではあるものの過去最高であり、今後の更なる向上が期待される。

コロナ禍でテレワークが進展し、働き方や生き方が一層、多様化している。自分の生活や家族との暮らしを重視する志向は全体的に高まっているが、特にZ世代などの若い世代ほど、家庭や生活を犠牲にしても、勤め先の意向や出世を優先するような旧来型の働き方は望まないだろう。

本来は、有償労働と無償労働の合算値が夫婦で公平になるようにする、ということよりも、それぞれに無理な負担がなく、それぞれの希望にそった働き方や家族形成が実現できることが重要である。そのためには、現在のように特に子育て期に強い負担が生じるような状況は、社会全体で構造や意識を変えていく必要がある。